

地方自治の原則に反する地方法人課税是正措置の撤廃及び地方税
財源の拡充に関する意見書

国は平成27年度、消費税率の10パーセントへの引上げと合わせて、現行の不当な法人事業税の一部国税化を見直す見通しを示したものの、地方税への復元に言及しないばかりか、これに代わるほかの偏在是正措置の導入を検討し、併せて地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を更に進めるとした。これは増税による国民負担の押し付けと一体の見直しであるとともに、地方財源の拡充にはつながらず、地方自治の原則にも反するものである。

また、国が平成27年度に法人実効税率の引下げを計画している中、地方法人税を減税対象とすることや、地方自治体が行っている法人二税の超過課税の自主的な取りやめを求める動きがある。減税を地方税で行えば、地方税収を直撃し、その影響は甚大なものとならざるを得ない。超過課税は、憲法で保障された地方の課税自主権に基づくもので、地域の実情に応じた行政運営に必要不可欠な財源として地方自治体の判断が尊重されるべきものであり、看過できない。

現在、地方自治体は、福祉や教育、産業振興を始め、公共施設の整備や維持更新等、国全体の行政サービスの6割を担っている。しかし、地方の自主財源は4割にとどまっており、巨額の財源不足という問題を根本的に解決するには、地方自治体間で財源を奪い合うのではなく、地方税財源全体の充実・強化を図ることが重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃し、地方税に復元するとともに、地方自治体が担う権限と責任に見合った地方税財源の拡充に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日

東京都議会議長

吉野利明

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
社会保障・税一体改革担当大臣 経済財政政策担当大臣	